

## 令和3年度 第2回宮崎市地域公共交通会議 議事録

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、次の実施スケジュールにて  
書面協議により開催。

### □ 実施スケジュール

- ・令和3年10月20日～10月28日 「質問・意見書」受付
- ・令和3年11月 1日 各委員へ意見等の報告
- ・令和3年11月 1日～11月 9日 「議決書」受付
- ・令和3年11月17日 議決まとめ、報告

### □ 配布資料

- ・次第
- ・資料1：木花地域乗合タクシー運行実施計画の変更について  
(・変更案 ・運行実施計画 細部計画)
- ・資料2：宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画の変更について  
(・変更案 ・運行実施計画)

## 1. 議事

---

- ・議案1 木花地域乗合タクシー運行実施計画の変更について
- ・議案2 宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画の変更について

## 2. 議決

---

- ・全議案において、委員25名中23名から書面表決書の回答があり、19名が承認（残り4名については賛否の意見なし）。
  - ・各委員から出された意見及び質問については、次のとおり。
- ※ (問)…各委員からの質問 (意見)…各委員からの意見  
(答)…事務局・協議会からの回答

### 1) 木花地域乗合タクシー運行実施計画の変更について

---

(意見) 利用促進事業の実施について、運行協議会と事業受託者のみの協議で実施することについては疑義がある。交通会議で議論していただきたい。

また、利用者が伸びない要因を利用方法を難しく感じるという利用者心理と捉えているが、他に要因はあるのではないか。このような要因分析こそ交通会議で議論していくべきものとする。

(答) 利用促進事業の内容検討や利用者が伸び悩む要因分析等につきましては、運行協議会や事業受託事業者が協力して検討していくものと考えている。

なお、利用促進事業の実施前には内容に応じて交通会議に諮り、要因分析や利用促進事業実施後の状況等の報告はできる限り行っていきたいと考えている。

(問) 運賃支払い方法の変更について、運行実施計画書に「受託事業者の同意が得られれば」と明記すると、受託事業者の判断で決められることになる。「原則現金払い」の表現だけでよいのではないか。受託事業者が変わる度に利用者が混乱してしまう。

(答) 今回の支払い方法の変更は、利用者にとって利用しやすく、また、わかりやすくするために具体的に示したものであるもので、議案のとおり表現とさせていただきたいと考えている。

なお、支払い方法の変更は頻繁に行うものとは考えていないが、今後、変更がある場合には、大きな混乱が生じないように受託事業者とも十分協議し、利用者への周知を徹底するようにしていきたいと考えている。

## 2) 宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画の変更について

(問) 利用促進事業に伴うルートや停留所の変更についてタクシープール内への進入や停留所の設置は、臨時的措置として進めていたものであるが、今回の提案が承認されれば、交通会議の決定事項となり、運行協議会と受託事業者の協議のみで実施可能となってしまう。それにより、タクシープール内に突然停留所が設置される恐れもあり、タクシー利用者の安全性や利便性の確保に疑問が残る。

今回の事業は、「臨時的な措置」としての取り扱いでよいのではないか（運賃に関するもの以外（迂回ルートや停留所、運行ダイヤの変更）については廃案としてよいのではないか）。

(答) ご指摘いただいたとおり、今回の迂回ルート及び停留所に関する事項については一時的なものであるため、臨時的な措置として整理する。

そのため、議案2の審議項目は、「①利用促進事業の実施」のみとさせていただき、議案内容を変更する。

※ 「②運行ルート及び停留所の変更」、「③停留所変更に伴う運行ダイヤの変更」は臨時的な運用として取り扱い、今回の審議事項とはしない。

## 3. 今後の開催について

- ・次回（第3回）宮崎市地域公共交通会議は、令和4年2月～3月の開催予定。

以上